

自己株式・新株予約権

問題集p.83

自己株式

株式会社が、自分が発行した株式を、株主から購入(買い戻し)したもの。対価を株主に支払っているため、株主に資本を払い戻したことになる。

純資産(資本)の勘定だが、**購入した際はほかの有価証券と同様に借方**に入る。

例1：発行済株式のうち、40株を1株につき¥50,000で取得し、小切手を振り出して支払った。

仕訳

自己株式2,000,000／当座預金2,000,000

例2：保有する自己株式(1株の帳簿価額¥50,000)のうち、30株を1株につき¥60,000で売却し、受け取った代金は当座預金とした。

仕訳

当座預金1,800,000／自己株式 1,500,000
／その他資本剰余金300,000

自己株式の処分によって生じる
差額金は、「その他資本剰余金」
勘定に計上する。

例3：保有する自己株式(1株の帳簿価額¥50,000)10株を消去した。

仕訳

その他資本剰余金500,000／自己株式500,000

新株予約権は、読んでおいてください。